

令和3年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和3年3月9日（火） 午前10時06分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）
議第5号 令和3年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 上村正朗君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 鈴木いせ子君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| 副委員長 | 小杉武仁君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（5名）
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 菅井晋一君 | 高田晃君 | 本間善和君 |
| 渡辺昌君 | 木村貞雄君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|-------------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 税務課長 | 長谷部俊一君 |
| 同課収納対策室長 | 鈴木涉君（課長補佐） |
| 同課資産税係長 | 大矢純君 |
| 市民課長 | 八藤後茂樹君 |
| 環境課長 | 田中章穂君 |
| 同課生活環境室長 | 本間研二君（課長補佐） |
| 同課生活環境室副参事 | 鈴木義貴君 |
| 同課環境政策室長 | 細野弘明君（課長補佐） |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 菅井洋子 |

（午前10時06分）
特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第5 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）のうち市民厚生分科会所管分についての市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 田中章穂君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

（説明）

市民 課長 9 P、10 Pを御覧ください。13款2項1目総務費負担金の1節戸籍住民基本台帳費負担金の戸籍電子情報処理事務負担金である。2万3,000円の補正をお願いするものである。こちらのほう既決額は36万円であったが、年度途中における戸籍システムの入替えに伴い、このシステムを共同利用している栗島浦村の負担金の増額分をお願いするものである。以上だ。

環境 課長 続きまして、同じページ、3目衛生費負担金である。1節保健衛生費負担金、説明欄1、火葬場運営費負担金であるが、こちらは昨年9月に補正をお願いして火葬場の施設を増工した分の費用に関する関川村の負担分の計上である。次の節、2節清掃費負担金、説明欄1、ごみ処理場運営費負担金マイナス89万8,000円の減については、運営確定を見込んで、これも同じく関川村の負担金の減である。説明欄2、し尿処理場運営費負担金について54万5,000円、こちらも同じく関川村に対する負担金であるが、昨年12月の補正をさせていただいた指定管理料、最終年度となる令和2年度の増加分に伴う負担料の額である。以上だ。

第21款 諸収入

（説明）

環境 課長 21款諸収入、6項雑入、6目雑入、節にして3節衛生雑入、説明欄1、胎内市清掃センター解体工事に伴う基金積立残高還付金108万9,000円であるが、こちらは既に閉鎖をしている胎内市清掃センターの最終的な精算事務が完了して積立金の残額となる108万9,000円の還付が行われたものである。以上だ。

歳入

第13款 分担金及び負担金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第21款 諸収入

（質疑）

鈴木 好彦 残高還付金だけれども、これ確認だが、いわゆる環境衛生基金にこの額が積み立てられるという理解でよろしいか。

環境 課長 歳入の納入先につきましては、私ちょっと把握していないが、申し訳ない。

長谷川分科会長 後では。

環境 課長 確認してご報告したいと思う。

長谷川分科会長 確認していただけるか。よろしく願います。

歳出

第2款 総務費

(説明)

市民 課長 15P、16Pを御覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費である。こちらのほう財源更正であって、先ほど歳入で補正をお願いした粟島浦村の負担金2万3,000円を特定財源へ充当し、その分一般財源を減ずるものである。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 第4目火葬場運営費であるが、こちらにつきましても財源更正の内容になっている。以上だ。

長谷川分科会長 それから、第2項の清掃費。

環境 課長 すみません。第2項第2目塵芥処理費及び第3目し尿処理費につきましても、財源更正に伴うものの内容変更である。以上だ。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第6 議第5号 令和3年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表記載順に担当課長(税務課長 長谷部俊一君、市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 田中章穂君)から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説明)

税務 課長 それでは、予算書の12P、13Pをお開きください。初めに、歳入の1款市税である。本年度予算額は58億6,034万4,000円を計上いたしました。前年度比較では6億1,425万3,000円、率では9.5%の減を見込んでいる。予算積算の内訳につきましては、それ

ぞれ説明欄のとおりとなっているが、令和2年度までの実績、増減率並びに新型コロナウイルス感染症による影響などを考慮して積算いたした。また、税の収納率につきましては、過去2年間の平均値を勘案して算定している。初めに、1款1項市民税になる。前年度比3億1,581万7,000円減の21億6,376万4,000円を計上いたした。1目個人だが、新型コロナウイルス感染症による影響を見込み、前年度比2億2,481万4,000円減の18億7,782万7,000円を計上した。2目法人の本年度は、新型コロナウイルス感染症による影響及び法人税割の税率が12.1%から8.4%に完全に移行したことから前年度比9,100万3,000円減の2億8,593万7,000円を計上いたした。14、15Pをお開きください。次に、2項固定資産税だが、本年度予算額は前年度比3億1,567万9,000円減の30億5,983万3,000円を計上いたした。課税標準額では、評価替えにより土地は前年度から3.38%の減、家屋は5.98%の減を見込んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった中小事業者等への事業用家屋及び償却資産に対する軽減措置による減収についても、併せて見込んでいる。同2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金だが、前年度比1,079万6,000円減の3億4,429万円を見込んでいる。その下、3項1目の軽自動車税環境性能割だが、こちらについては軽自動車の購入時に課される税で、賦課徴収を県が行い、市に払い込まれるものになる。令和2年度の実績から829万6,000円を計上いたしている。3項2目の軽自動車税種別割だが、これは軽自動車の所有者に課されるいわゆる従来からの軽自動車税で、新税率適用の車両の増加などにより前年度比456万4,000円増の2億2,229万8,000円を計上いたした。次に、16、17Pをお開きください。4項の市たばこ税については、売上げ本数は減少傾向が続いているが、たばこ税率の改定による増収により前年度比3,332万1,000円増の3億7,723万2,000円を計上いたした。その下、5項の入湯税だが、新型コロナウイルス感染症の影響により入湯客数が減少していることを踏まえ、前年度比1,538万9,000円減の2,885万2,000円を計上いたした。以上である。

第12款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 20P、21Pを御覧ください。12款1項1目交通安全対策特別交付金である。歳入700万円を計上している。前年度予算と同額となっている。

第13款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 続きまして、下のほう参って、13款2項1目の1節戸籍住民基本台帳費負担金である。説明欄1、旅券交付事務負担金7万円、こちらのほうはパスポートの発行に係る関川村から委託されている業務の関川村の負担金になる。続きまして2項目め、戸籍電子情報処理事務負担金49万8,000円、こちらのほう前年から13万8,000円の増となっている。こちらのほう先ほど補正のところでもご説明したとおり、戸籍システムを共同利用する栗島浦村の負担金、システムの入替えに伴い増額した分を見込んで49万8,000円となっている。

環境 課長 それでは、22P、23Pを御覧ください。3目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金だが、説明欄の1、火葬場運営費負担金166万3,000円は、荒川火葬場運営に関わる関川村からの負担金だ。同じ欄の下のほうになるが、2節清掃費負担金、説明欄の

1、ごみ処理場運営費負担金4,644万円及び次の2、し尿処理場運営費負担金2,208万6,000円は、それぞれの処理場運営に係る関川村からの負担金である。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

- 市民 課長 続きます、14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料である。説明欄の5、行政財産使用料9,000円である。続きます、説明欄の6、駐車場使用料67万2,000円、前年比で38万4,000円の減となっている。こちら坂町駅前の駐車場であって、今年度コロナウイルスの影響で車から電車に乗り換えて通勤している人が減ったのか、利用率が大変落ちている。そういったことも今年の実績を踏まえて67万2,000円と計上させていただいた。
- 環境 課長 3目衛生使用料、1節衛生使用料だが、説明欄のうち主なものといたしては、2、行政財産使用料6万4,000円、これは東北電力柱、またN T T通信柱などの設置に伴う行政財産使用料となっている。
- 市民 課長 26、27Pを御覧ください。14款2項1目総務手数料の1節総務管理手数料の説明欄の2、放置自転車等返還手数料1,000円である。
- 税務 課長 その下の2節徴税手数料になる。説明欄1の督促手数料から3、閲覧手数料までになるが、こちらについては実績により合計404万円を計上いたしました。
- 市民 課長 続きます、3節戸籍住民基本台帳手数料である。こちらのほう総額で2,149万8,000円となっている。前年比で359万2,000円の減となるが、令和2年度の実績のほうで積算させていただいた。
- 環境 課長 続きます、同じページ、3目衛生手数料、1節衛生手数料159万6,000円だが、説明欄のうち主なものといたしては、説明欄1、畜犬登録等手数料33万円は、新規登録の鑑札交付手数料となっている。説明欄2、狂犬病予防注射済票交付手数料126万5,000円は、2,300件を見込んだ交付手数料となっている。続きます、2節清掃手数料2億31万3,000円だが、説明欄のうち主なものといたしては、説明欄3、ごみ処理手数料7,541万8,000円は、ごみ指定袋の大、中、小及び処理券の販売代金となっている。説明欄5、し尿処理手数料2,923万9,000円は、18リットル当たり150円で処理する単価で実績を参考に見込んだ額である。説明欄7、廃棄物処理手数料8,544万円は、ごみ処理場に直接持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料となっております。説明欄8、浄化槽汚泥等処理手数料980万円は、し尿処理場における浄化槽汚泥の処理に関わる手数料となっている。以上だ。

第15款 国庫支出金

(説明)

- 市民 課長 28、29Pを御覧ください。下のほう15款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金、説明欄の2、個人番号カード交付事業費補助金1,462万8,000円である。こちら前年比2,114万6,000円の減となる。こちらのほうこのマイナンバーカード等の関係で事務を運営している地方公共団体情報システム機構の負担金として国から市のほうに補助金がおりてきて、それを機構のほうに支払っているというものであるが、令和3年度の年度の途中でこれから市町村を經由しないで国から直接機構のほうに払い込まれる予定だということで、前半の分だけということでこのように予算を計上させていただいた。次に、説明欄の3、個人番号カード交付事務費補助金

150万円、前年比で219万円の減となっている。以上だ。

環境 課長 それでは、同じページの3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の説明欄1、循環型社会形成推進交付金14万7,000円である。これは、合併浄化槽設置に係る交付金で、7人槽1基分を見込んだ額となっている。

市民 課長 次の30P、31Pを御覧ください。中段から下、15款3項1目総務費委託金、1節の総務管理費委託金、自衛官募集事務委託金だ。4万5,000円、前年比で1万5,000円の増となっている。次に、2節戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託費25万2,000円、前年比で1万2,000円の増となっている。続きまして、2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金、説明欄1、国民年金事務費交付金、こちらのほう950万円となっている。次に、説明欄2、年金生活者支援給付金支給業務取扱交付金40万円となっている。以上だ。

第16款 県支出金

(説明)

市民 課長 32、33Pを御覧ください。ちょうど中段辺りだが、16款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の説明欄6、消費者行政推進事業等補助金99万4,000円、前年比29万4,000円の増となっている。

税務 課長 次に、34、35Pをお開きください。ページの下のほうになる。16款3項1目の総務費委託金の1節、徴税費委託金は、説明欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金として、前年度比262万3,000円減の8,577万7,000円を計上いたしました。この委託金は、市県民税として一括徴収している県民税の賦課徴収に係る県からの委託金になる。

市民 課長 続きまして、2節戸籍住民基本台帳費委託金、説明欄1、人口移動調査交付金4万3,000円です。続きまして、説明欄の2、人口動態調査費事務委託金、こちらのほうは6万7,000円となっている。

第21款 諸収入

(説明)

税務 課長 次に、40P、41Pをお開きください。21款1項1目1節の延滞金は、市税滞納に伴う延滞金で1,000万2,000円を計上いたしました。次に、42、43Pをお開きください。こちらもページの下のほうになるが、6目雑入、1節総務雑入の説明欄の35、精通者意見価格調査料4万2,000円は、相続税及び贈与税課税の基準となる国の土地価格の調査料になる。また、その下、36、譲渡林分調査料3万円は、相続税などで立木の評価算定を行うため譲渡があった山林の現場調査手数料で、いずれも関東信越国税局からの歳入となる。以上だ。

市民 課長 申し訳ない。先ほど説明を1か所落としたので、一旦36、37Pにお戻りいただきたいと思う。36、37P上段のほうだ。16款3項2目民生費委託金の社会福祉費委託金の説明欄1、人権啓発活動地方委託事業委託金30万円である。こちらのほう前年比で55万円の減となっているが、昨年度は令和2年度は5年に1度強化地区としてこの委託金が増額される年に当たっていて金額が高かったのだが、令和3年度は通常の年に戻るなので、30万円と計上させていただいた。では、再び42、43Pのほうにお戻りいただきたいと思う。総務雑入の下の方、37、交通災害共済事務取扱交付金193万5,000円である。前年比で4万8,000円の減となっている。

環境 課長 44P、45Pを御覧ください。45Pの上段のほうに第3節衛生雑入、説明欄のうち主なものとしては、説明欄1、資源ごみ等売却収入273万7,000円につきましては、資源ごみとして収集した売却収入の見込額となっている。説明欄4、ごみ処理場有価物売却収入408万8,000円は、ごみ処理場に持ち込まれた燃やさないごみの中の鉄等有価物の売却収入見込みである。以上だ。

歳入

第1款 市税
(質疑)

上村 正朗 幾つか教えてください。まず13P、個人市民税のところだけれども、滞納繰越分975万7,000円あるけれども、どこかにまとめて書いてあるのかもしれないけれども、市税全体で滞納繰越分というのはどのくらいになっているのか教えていただければと思う。

税務 課長 すみません、今すぐに集計したものはちょっとないのだが、まず市民税の個人であれば今ほどお話のあった975万7,000円、それから法人であるが、法人につきましては項目計上の1,000円という形になっている。

上村 正朗 一々見ていけば分かるので、そういうぽんと計が出ているのかなと思ってお聞きしただけなので。

長谷川分科会長 合計は今分からない。

税務 課長 ちょっとたたかないと出てこないということだ。

長谷川分科会長 では後で教えてくれるか。

上村 正朗 できれば常任委員会だから計は手持ち資料として持っていてほしかったなと思う。それとあと滞納整理の職員というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

税務 課長 6名である。

上村 正朗 恐らく滞納者数で一番多い税目というのは、個人市民税なのかなという気はするのだけれども、滞納者数というのは何人ぐらいいらっしゃるか、概要でいいけれども。

税務 課長 これは、令和元年度の決算という形でお伝えしたいと思う。令和元年度の決算による市税全体のどれか1つの税目でも滞納があるという形での実人員になる。1,162名になる。

上村 正朗 そうすると、1,162名、大体そのぐらいのボリュームの滞納者の方を法人とかも入るのか。職員6人の方でやっていらっしゃるというので、非常に大変だと思うけれども、全体の市税の収入が低くなる中で、滞納繰越分というのはもう課税で確定している分だから、そこの滞納整理というのも大変困難だと思うけれども、大事なところになってくると思うので、ぜひお願いしたいと思う。それで、9月の決算の議会でも話したかもしれないけれども、生活困窮者の支援制度とのつながりというか、特に個人市民税の方だと生活に困窮していたり、金銭管理がうまくいかなかったり、そういう方の割合が恐らくかなりあると思うので、丁寧にやっぱり生活の再建とか家計管理の改善とかと結びつけて納税をきちんきちんとやっていただくというのが大事だと思うのだけれども、その辺滞納整理の6人だけだと大変な部分を生活支援センターむらかみという社協さんで生活困窮者の支援やっているのだから、そこのつながりというかそういうのというのは意識してやっていらっしゃるのか、それともこれだけつないだよみたいな実績がもしあればお聞かせいただければと思う。

税務 課長 私ども当然税の公平性の確保ということを大前提にしている。ただ、今委員がおつ

しゃられるように、生活困窮という観点はまだ別の考え方が当然必要になる。私も生活困窮というふうに判断される場合につきましては、今ほどお話のあった生活支援センターのほうとのやり取りをさせていただいているし、センターのほうの会議が月1回開催されている。こちらのほうに徴収担当の係長が毎月出席をいたして情報交換を図るといような形で対応をさせていただいている。

上村 正朗

私税の滞納整理も生活困窮者支援も両方やったことがあるけれども、なかなか税の公平ということと生活の再建というのがなかなか難しいというか、心しなくてはいけないのは、税の公平性を強調するあまり市民の生活を壊してしまうと大変なことになると思うので、ぜひその辺支援調整会議にも年度途中から行っていただいているようなので、今までより、私も生活困窮者支援やっていて毎月1万円納税課に同行支援して滞納者だった人が優良な納税者になったという経験自分もあるので、その辺力を入れていただければなと思うけれども、その辺もう一度いかがか。支援会議のほう今年度の途中から出席させていただいている。私も最初当初始まった頃は臨時的に参加をしていたようなのだが、お声をいただかないケースについては出席していなかったというのが実態だった。その辺の実態をお聞きしたので、ぜひ私も毎月出席させていただきたいということで年度途中から毎月出席という形を取らせていただいている。9月の委員会でもお話ししたような気がするのだが、私も税の徴収の中でやはり一番力を入れているのが納税相談になる。その中で滞納されている方の生活の実態をどこまで聞けるかというところが一番鍵になってくるかと思っているので、その辺の聞き取りを十分させていただいて対応のほうしていきたいというふうに考えている。

税務 課長

鈴木 好彦

16、17Pお願いします。軽自動車税、上村委員から今滞納の話出ていたけれども、この軽自動車税のやはり滞納の欄があって、金額的には125万3,000円ほどだから、そう額的には大きくないのだけれども、1台当たり軽自動車の税金が4,000円ぐらいから1万円近いものであろうと思うのだけれども、100台前後が対応されていると。ほかの滞納であればやむにやまれない事情というのは、私も見えてはいるのだけれども、軽自動車は2年に1回必ず納めなければいけないという要件があると思うのだ。そういう中でこの100台前後が発生してくる現状というのが私の想像以外に何かあるものなのか。

税務 課長

この滞納の1件1件私のほうも今個別に状況は把握していないが、2年に1回確かに車検があるので、そのタイミングで納税に至るケースもある。ただ、実態として、例えば廃車の手続がされていないとか中には本来もう廃車の手続をしていただかなければいけないようなケースもあるのだが、それが手続に至らないというケースも相当数あるというふうに聞いているので、また細かいところについてはまた今後ちょっと中身を見ていきたいと思うが、そのような状況である。

鈴木 好彦

ほかの滞納については、先ほど言ったようにやむにやまれないという状況あるかと思うのだけれども、少なくとも軽自動車の場合はそれを買うお金があり、それからそれをガソリン代を払うだけのお金がありという中でやっているわけなので、ぜひその辺の滞納解消に努めていただくように要望する。以上だ。

鈴木いせ子

今鈴木委員おっしゃった軽自動車税で私1件関わったというか話あるのだけれども、1人でお金払えないとそれでその車はうちに置きっぱなし、何十年も。だから、宙に浮いたような状態になっているところもあるのだ。そういうのはある程度把握しているのか。廃車もできない、車検もできない、お金が払っていないから。そし

て、そのままうちにほっぽらかしという自動車もあるのだ。そういうものの。

収納対策室長 今委員質問の件なのだけれども、個別で台数が何台ということは把握はしていないのだけれども、例えば滞納している場合に、何で軽自動車税がこんなに滞納しているのだろうというふうを探っていったときに、いや、実はこうこうでずっと乗っていないのだ、でも廃車にしていないのだという部分での納税相談の中でそういうお話が出るので、その際には遡って廃車の手続等取るようにして本人の負担軽減につながるように対応はしている。

鈴木いせ子 富樫 雅男 いや、それが何年もそうなっているからやはり後で教えるか調べてみてください。その下の市のたばこ税、先ほど本数は減っているけれども、税率が上がっているということだったけれども、これは具体的には。

税務 課長 まず、本数につきましては、若干実態と予算の数字はずれているのだが、大体5%前後ずつ減っているという統計数字になっている。また、税率につきましては、まずここ数年税率の改定が行われている。平成30年の10月1日から令和2年の9月30日までの売渡し分については1,000本当たり5,692円という税率であったし、また令和2年の10月1日から令和3年の9月30日まで、こちらについては1,000本当たり6,122円という税率である。また、今予定されている令和3年10月1日以降については、この1,000本当たりが6,552円という形で税率が改定になっているので、この関係での増収ということである。

上村 正朗 すみません、では、16、17の入湯税の関係でちょっと聞かせていただきたいと思う。私環境がよくなれば入湯税税率を上げて観光とか温泉の振興に使ったらいいのではないかなと考えているのだけれども、今はもちろん上げる環境ではないというのは十分分かるのだけれども、今標準税率の150円ということだと思うのだが、これを超過課税、標準税率を超える税率に例えばするためには、ちょっと私も調べたのだけれども、よく分からないところがあって、条例で決めればいいのか、それとも総務大臣とか知事の認可とか許可が必要だったのか、その手続的なことを1つとあと何か上げる上でのコロナ以外の何か支障というか、こういうところがどうも財政が増えるのはもちろんメリットだけれども、デメリットとしてこういうことが考えられるなということが現時点でお示しいただけるものがあればちょっとお聞かせいただければと思うのだけれども。

税務 課長 まず最初に、超過課税、税率を改定する場合の手続的なことになる。手続上のことだけをお話をすれば、条例改正という形がまず必要になる。なので、総務省への届出とか許認可とかそういった手続はない。それと、現状ではなかなか入湯客数が減少している状況で難しいという話の後に、そのほかの支障という話かと思うが、24日の代表質問で市長がお答えしている。現在のところそのような回答になっているが、やはり超過課税ということになると、市長答弁の中でもお話あったように、全国の中で超過課税の税率を採用しているのが1%に満たないような数字になっているかと思う。なので、例えば十分な説明がない場合に入湯客等への影響、そういったものもやはり考えられるのかなというところもある。また、本市の場合温泉地ということで、日帰り入浴、これは現在1日当たり日帰りについては100円という形になっているが、地元の方のご利用が大変多いというふうに聞いているので、その辺の影響も考えられるかというところはある。

上村 正朗 おおむね了解いたした。では1点だけ、宿泊の標準税率150円を上げると日帰りも伴って上げなくてはいけないということではないのだよね。そこは据置きでもいいわ

けだよね。

税務 課長 今現在条例の規定が宿泊とそれから日帰りとは別に規定している。宿泊を上げたから日帰りを上げなければいけないということではない。私のほうで当初の要望のお話がちょっと頭にあったものだからそういうような話をさせていただいた。

第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

上村 正朗 33Pの県補助金、総務費県補助金、総務管理費補助金の説明6、消費者行政推進事業等補助金で、消費者行政非常に大事だなと思っているので、ちょっとお聞きするのだけれども、この補助金の交付対象というか、対象の事業とか業務とかの内容をちょっとお聞かせいただければと思う。

市民 課長 この補助金の内容であるが、まず相談員、市には2名相談員いるが、その1名の相談員の賃金の2分の1及び相談員の研修旅費や啓発費の購入費用などそういったものである。

第21款 諸収入

(質 疑)

富樫 雅男 45Pの3節衛生雑入のこの資源ごみ等売却収入273万円とあるけれども、ちょっとよく分からないのだけれども、資源ごみといっても缶だとか鉄だとかいろいろあると思うのだけれども、ちょっと知りたいのは、食品包装のフィルム、あれはどういうふうな処理をされているのか、個別に収集した後。

生活環境室長 プラスチック容器包装のことだと思うけれども、最終的には容リ協というところに行くのだが、中間処理として坪根のエーアールシーという会社がある。そちらのほうで中間処理をした後に容リ協、容器包装リサイクル協会のほうに行くという手順である。

富樫 雅男 ありがとう。これは、トン幾らくらいで販売されているのか。分からなければ後でも構わないのだけれども、この270万円ほどのうちのこれは包装容器のフィルムほど

れくらい占めるのか、売却収入。

長谷川分科会長 ちょっと待って。先のやつもし分からないのだったら、今休憩するので、休憩のときにちょっと調べておいてくれるか。

上村 正朗 全く今と同じ資源ごみ等売却収入の関係なのだけれども、令和2年度の決算が出ていないので何とも言えないと思うのだが、昨年度のこの予算は949万円だったと思うのだけれども、700万円ぐらい予算で減っている理由をちょっとお聞かせいただければと思う。

生活環境室長 すみません、富樫委員の方の回答からでよろしかったか。

長谷川分科会長 では、簡潔にやってください。

生活環境室長 容器プラスチックに関しては、処理費しかかからないので、出のほうに出ているが、中間処理用として単価としては71.4円ということで処理がかかるということである。なお、今ほどの・・・

長谷川分科会長 それから割合、この273万7,000円のプラの割合どのぐらい占めているのかというのもあった。

生活環境室長 入ではなくて出で出てくるという。

長谷川分科会長 ああ、そうか、そうか。では、いいわけだね。分かった。それで、今上村委員の。

生活環境室長 資源ごみ売却収入に関しては、今の国際情勢もあるが、売却の単価が昨年度よりも半分以下になっている項目が多くある。数量等はそれほど変わらないのだが、単価の減によってここまで金額が下がっているということである。

上村 正朗 すみません。売却単価の減ということなのかなと思うけれども、収量がそんなに減らなくて売却単価が半分ぐらいだったら、半分は分かるけれども、700万円という数字にはならないような気がするのだけれども、いかがか。

生活環境室長 例えばだが、単価の減に関しては、スチール、アルミ混合だと昨年度は15円がキロ当たり4円に下がっているという状況があるので、その積み上げにはなっていくということである。

上村 正朗 すみません。では、それ半分ではなくて半分以下になっているということだね。収量が変わらなくて半分という説明をしているので、それでは分からないという話をしているので、答弁はちょっと正確にしてもらわないと。単価が半分で収量が変わらないという説明だからおかしいでしょうと言っているわけだ。15円が4円だったら半分ではないよね。その辺答弁しっかりしてもらいたいと思う。

分科会長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。

（午前11時03分）

分科会長（長谷川 孝君） 再開を宣する。

（午前11時13分）

税務 課長 それでは、歳入の1款市税の中の上村委員のご質問の中で市税全体の中の滞納繰越分、これが幾らになるかというお話を頂いた。その場でお答えできなかったのも、これからご報告いたす。全体で2,560万5,000円になる。以上である。

環境 課長 先ほどのご質問の中に事業終えんを迎える清算におきまして発生した還付金は、そのまま関係基金に積立てされるのかというご質問があったが、この還付金は一般歳入として受け入れることをしていて、基金の計画につきましてはまた個別に計画す

るものであって、必ずしもリンクするものではないということをお答えする。

歳出

第2款 総務費

(説明)

市民 課長

64、65 Pを御覧ください。2款1項9目交通安全対策費である。交通安全対策一般経費、総額で1,458万6,000円、前年比で15万1,000円の増となっている。前年と変わったところを説明すると、まず1行目の交通安全対策会議委員報酬5万1,000円、令和3年度に第11次村上市交通安全計画を策定するため委員報酬を計上している。下のほうをずっと行きまして、公用車リース料95万9,000円ということで、前年比42万1,000円の増となっている。こちら本庁で管理している交通安全指導車、平成5年登録車ということで毎年のように修理費がかかっている、ようやくリース車両に年度途中で入替えを行うということで増額をさせていただいた。続きまして、説明欄の2、交通安全対策施設管理経費276万円、前年同額である。こちらのほうは、カーブミラーの筐体や金具の購入及び新設、建替えの工事費である。続きまして、説明欄の3、交通安全対策費職員人件費3,989万6,000円、前年比52万2,000円の減である。こちら職員5人分の人件費になっている。続きまして、一番下の10目消費者行政費である。消費者行政費総額で498万円、前年比24万6,000円の増となっている。66、67 Pを御覧ください。11目防犯対策費、防犯対策経費である。総額で5,455万4,000円、前年比で53万7,000円の減となっている。光熱水費のほうで2,675万1,000円ということで、前年比で142万8,000円の減、修繕料のほうで2,400万円ということで、前年比100万円の増となっている。光熱水費のほうは、実績に基づいて積算をした結果減となった。また、修繕料につきましては、修繕単価が増加している、そういうことで100万円の増というふうに計算をいたした。続きまして、説明欄の2、空き家等管理不全防止対策経費2万7,000円、前年同額となっている。

税務 課長

それでは、72、73 Pをお開きください。2款2項1目税務総務費だが、主なものをご説明いたします。説明欄2の税務総務費経費の事務補助員報酬981万8,000円は、会計年度任用職員の報酬になる。通年雇用の事務補助員3人及び申告時期から納税通知書発送までの事務補助員、申告相談の事前予約を受け付けるコールセンターの職員の報酬である。その下の期末手当は、通年雇用の事務補助員へ支給される手当になる。次に、その下、説明欄3の職員人件費は、本庁及び支所職員30人分の人件費になる。次に、その下、2目賦課徴収費だが、説明欄1の賦課徴収経費の下から2つ目、土地評価替業務委託料、この委託料から次ページ、74 P、75 Pをお開きください。上から2つ目の標準宅地時点修正業務委託料までにつきましては、固定資産税関係の委託料で、毎年の土地、家屋の移動処理を行うための業務委託料及び令和6年度、次の評価替えの関連の業務委託料になる。また、その下の軽自動車税環境性能割徴収取扱事務交付金44万5,000円は、軽自動車税環境性能割を県が賦課徴収し市に払い込まれるこの対価として市が前年度に払込みを受けた額の5%を県に交付、支払うものになる。その下の過誤納還付金4,009万円は、法人市民税の予定納税の精算による還付のほか、所得の更正等による還付金になる。以上だ。

市民 課長

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄の1、戸籍住民基本台帳経費、総額で2,014万4,000円である。前年比で2,107万9,000円の減となっている。減となった大きな要因は、この項目の下から2行目の地方公共団体情報システム機構負担金、こ

ちらのほうが2,114万6,000円減となったことで全体的に減額となっている。次に、説明欄の2、パスポート事務経費17万6,000円、前年比6万4,000円の減となっている。説明欄の3、戸籍住民基本台帳費職員人件費1億4,193万円だ。前年比で404万1,000円の増ということで、職員10人分の給与となっている。

第3款 民生費

(説明)

市民 課長 84、85Pを御覧ください。説明欄の19、人権・同和対策費162万6,000円ということで、前年比31万4,000円の減となっている。では、続けて説明いたします。5目国民年金事務費、説明欄の1、国民年金事務経費209万2,000円ということで、前年比7万6,000円の増となっている。次に、説明欄の2、国民年金事務費職員人件費782万4,000円、前年比10万2,000円の増となっている。職員1名分の給与となっている。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 それでは、110、111Pを御覧ください。中ほどになるが、4款1項3目環境衛生費をご説明いたします。説明欄の1、環境衛生総務一般経費301万円は、環境審議会や進捗管理委員会などの会議開催経費、環境フェスタ、そして市営墓地などに係る経費である。昨年度の事業費に比較して553万6,000円の減になっているが、これは本年度で環境基本計画の策定を終えたことによるものである。主なものとしては、1行目、環境審議会委員報酬10万8,000円は、委員19名で委員会を1回開催する予算を計上している。2行目、環境基本計画等進捗管理委員会委員報償7万6,000円は、委員14名で委員会1回を開催する予算となっている。1つ飛んで4行目、地球温暖化対策地域協議会委員報償13万9,000円は、委員11名で委員会及び部会を2回開催する予算となっている。6行目、普通旅費16万6,000円は、村上市地球温暖化対策地域協議会の開催に係る旅費として計上している。少し飛ぶが、14行目、施設維持保全業務委託料50万5,000円は、各市営墓地の除草に係る委託料である。16行目、墓地無縁墳墓改葬業務委託料80万円は、羽黒町墓地を改葬するための経費として計上した。飛んで19行目、害虫駆除用薬剤購入補助金35万円は、害虫駆除用の薬剤を購入する自治会等へ購入費の3分の1を補助するものである。説明欄の2、排水路清掃等経費1,502万3,000円は、村上地区の清水川等の排水路の清掃及び側溝等の土砂の運搬、処理に関わる経費である。今年度97万8,000円の増となっているが、主なものとしては、2行目、廃棄物収集・運搬手数料120万円は、町内の側溝清掃における土砂の収集運搬に要する経費である。3行目、施設維持保全業務委託料1,347万3,000円は、排水路の清掃業務や除草業務等の経費として計上している。説明欄の3、畜犬登録等経費65万3,000円は、犬の登録及び予防注射等に係る経費である。内訳につきましては、おおむね例年同様である。続きまして、112P、113Pを御覧ください。説明欄の4、新エネルギー推進事業経費406万1,000円であるが、主なものとしては4行目、住宅用太陽光発電システム設置費補助金320万円は、本年度は8件分の補助を計画し予算を計上いたしました。続きまして、木質バイオマスストーブ設置費補助金80万円につきましても、同じく本年度8件分程度の予算を計上いたしました。次に、説明欄5、個別浄化槽経費677万2,000円であるが、主なものとしたしては、2行目、合併処理浄化槽維持管理費助成金550万円であるが、年間1万5,000円の維持管理助成金

を335件分予定して、そのほかにブローの修理経費の助成20件分を合わせて計上している。3行目、合併浄化槽設置費補助金124万円につきましては、7人槽1基分の予算を計上している。説明欄6、環境衛生費職員人件費7,927万4,000円につきましては、職員9人分の人件費となっている。続きまして、4目火葬場運営費になる。説明欄1、火葬場運営経費2,254万9,000円は、火葬場3施設の運営に係る経費となっている。1行目の指定管理料1,292万1,000円は、荒川、村上、山北の3施設の指定管理料になっている。2行目、借地料162万8,000円は、村上火葬場と山北火葬場の借地料になっている。3行目、工事請負費600万円は、荒川火葬場の排気筒の拡散装置取替えの工事、そして村上火葬場と山北火葬場の耐火台車の上部の取替え工事を予定している。次は、同じページが一番下のほうになるが、6目公害対策費をご説明いたします。説明欄1、公害対策一般経費517万5,000円の主なものとしては、次の114、115Pを御覧ください。2行目、自動車騒音常時監視業務委託料128万7,000円は、騒音規制法に基づく調査の費用となっている。3行目、水質検査委託料147万4,000円は、公共用水路等65か所に関わる水質検査の費用となっている。4行目、臭気測定検査委託料228万8,000円は、16か所の畜舎、鶏舎が7か所、豚舎9か所、計16か所の臭気測定を行う。これに基づいて監視を継続し指導を行っていくものである。続きまして、同じページの2項清掃費、1目清掃総務費だ。説明欄の1、不法投棄対策経費22万円は、投棄防止看板や不法投棄されたタイヤなどの処分に係る経費として消耗品費及び委託料を計上している。説明欄の2、清掃総務一般経費20万4,000円は、各種協議会等の負担金など例年並みの計上といたしている。説明欄の3、清掃総務費職員人件費3,966万7,000円は、職員6人分の人件費となっている。次に、一番下になるが、2目塵芥処理費についてご説明いたします。ページの116、117Pを御覧ください。説明欄の1、ごみ清掃対策経費3億6,236万3,000円は、ごみ収集及びリサイクル等に係る経費として計上している。主なものとしては、1行目、消耗品費2,000万円は、指定ごみ袋の作成等に係る経費となっている。今年度は、大が100万枚、中が同じく100万枚、小23万枚を予定している。3行目の印刷製本費95万円は、ごみ収集カレンダーの印刷が主なものとなっている。5行目、ごみ袋等取扱手数料1,131万3,000円は、ごみ袋の販売代金の15%を販売店へ手数料として支払うことにしている取決めをしていて、それに必要となる経費である。7行目、ごみ・危険物等収集処理委託料2億8,027万8,000円は、ごみ・危険物等の収集に係る委託料、市内業者7業者に対する委託料である。9行目、リサイクル処理委託料3,590万円は、ガラス瓶とプラスチック容器包装、古布の資源化処理に係る経費とあと瓶、プラスチック製容器の包装の日本容器包装リサイクル協会での再商品化に係る経費となっている。11行目、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料770万円であるが、これは今年度からの初めての予算である。平成24年度から令和3年度までは現計画の期間であるが、これが本年度終了することに伴い、令和4年度から新たに10年間の計画を策定するための委託料となっている。説明欄2、ごみ処理場運営経費は3億8,478万4,000円である。主なものとしては、5行目、ごみ・危険物等収集処理委託料806万8,000円、こちらにつきましては廃管電池や蛍光灯等に対する処理委託料及びテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン等の運搬処分に係る委託料である。7行目、ごみ処理場運営業務委託料2億8,995万6,000円につきましては、ごみ処理場運営に係る委託料となっている。8行目、運営モニタリング業務委託料308万円は、ごみ処理場の運営が順調に進んでいるかどうかについてモニタリングを専門の業者に委託しごみ

処理場の運営をチェックするものである。9行目、運營業務技術指導業務委託料70万7,000円は、ごみ処理場の運營業務に対する技術指導のための委託業務となっている。11行目、焼却灰資源化業務委託料6,315万1,000円は、焼却灰の年間搬出量として約1,400トンのほかに残留灰が約400トンあって、その400トンを追加した計1,700トンを本年度の排出見込み量としている。最終処分場の延命化及び資源化率の向上のため、焼却灰の資源化処理の委託先としましては、これまで埼玉県寄居町の民間リサイクル会社へ搬出していたが、処理業務のリスク軽減を考慮し、今年度は新たにもう1社民間リサイクル会社へ排出量の一部を分散処理する計画としている。12行目、焼却灰最終処分業務委託料963万円は、焼却灰のうち先ほど説明した資源化ではなれない純粋な焼却灰のうち300トンを民間の埋立て、最終処分場に埋め立てするための経費となっている。13行目、水質検査委託料176万円につきましては、檜原場内の観測井戸2か所、それから檜原地内にある個人の井戸6か所、計8か所について年に1回水質検査項目としては31項目とそれとダイオキシン類の測定を行う際に必要な委託料となっている。説明欄の3、最終処分場運営経費は、荒沢最終処分場の運営経費として4,517万9,000円の計上である。主なものとしては、2行目、消耗品費500万円につきましては、水処理に関わる薬品代、炭酸ソーダとか硫酸バンド等があるが、その薬品代である。中ほどの9行目、廃棄物収集・運搬手数料162万8,000円は、板屋越埋立地の浸出水の運搬と荒沢処分場の脱水汚泥の運搬に係る手数料となっている。12行目、設備保守点検業務委託料214万円につきましては、荒沢最終処分場の設備維持のための保守点検業務に関わる委託料、また活性炭等の交換に係る委託料となっている。14行目、施設管理業務委託料1,599万5,000円につきましては、同じく荒沢最終処分場の水処理施設の運転管理業務に関わる委託料である。15行目、水質検査委託料412万8,000円につきましては、荒沢最終処分場及び板屋越埋立地に係る地下水等の水質検査に係る委託料になっている。17行目、工事請負費670万円につきましては、荒沢処分場の精密ろ過膜装置の中に逆流排水槽モジュールというものがあって、そのモジュールの交換、そして第1排泥ポンプの修繕、それから浄化槽修理の工事の3つを計画している工事費となっている。説明欄の4、荒川郷施設維持管理経費は838万2,000円となっているが、こちらは荒川郷最終処分場の維持管理に係る経費で、水管理のための光熱水費、施設管理委託料、それと水質検査委託料が主なものである。運転に係る経費は、おおむね前年並みであるが、3年に1度必要となるろ過材の交換を昨年度に終えていることから、前年度比として143万6,000円の減となっている。118P、119Pを御覧ください。主なものとしたしては、3行目の施設管理業務委託料308万1,000円である。こちらは、施設管理委託業者への年間の通した委託料となっている。説明欄の5、旧ごみ処理場解体事業経費1,340万円である。こちらは、旧処理場の隣接用地に埋設されている残渣を荒川最終処分場へ搬出し、同最終処分場の閉鎖処理を計画するものだ。1行目、測量設計委託料1,340万円は、その業務に関わる委託料となっている。続きまして、3目し尿処理費をご説明する。説明欄の1、し尿収集経費9,534万円は、し尿収集に係る経費だ。内容としては、おおむね前年並みであるが、主なものとしては、6行目、し尿収集委託料9,358万1,000円、こちらにつきましてはし尿収集を委託している市内4事業者への委託料となっている。説明欄の2、し尿処理施設管理運営経費1億6,598万8,000円は、し尿処理施設アクアセンターの指定管理などに係る経費だ。主なものとしたしては、6行目、指定管理料1億2,935万5,000円は、令和3年度から

令和7年度の5年間の契約に関わる指定管理で、今回が初年度となっている。8行目、し尿処理場精密機能検査業務委託料279万4,000円、こちらは前年度予算なかったものであるが、これは廃棄物処理法上3年に1回実施を義務づけられている法定検査費用となっている。10行目、工事請負費3,000万円は、定期的に行う設備の点検及び修繕工事のための予算である。以上である。

第8款 土木費

(説明)

環境 課長 それでは、156、157Pを御覧ください。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費のうち説明欄の1、都市公園維持管理経費1,914万円につきましてご説明する。これは、環境課が担当している35か所の公園等の維持管理に関わる経費となっている。主なものとしたしては、3行目、光熱水費164万円は、公園、トイレ等の電気料及び上下水道料である。6行目、施設維持保全業務委託料1,537万6,000円は、公園の清掃及び除草などに関わる経費となっている。このほか項目ごとに多少の増減はあるが、おおむね前年度と同様となっている。以上だ。

分科会長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午前11時44分)

分科会長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午後 0時58分)

歳出

第2款 総務費

(質疑)

鈴木いせ子 5Pのカーブミラーの件なのだけれども・・・

長谷川分科会長 5Pとは歳入ではないの。今歳出の64から65P。

鈴木いせ子 だから、65Pのカーブミラーの件なのだけれども、カーブミラーは市だけでなく農協の共済とかでもやっていたので、汚いカーブミラーはもう壊れそうなカーブミラーがいっぱい見えるのだけれども、これはどのようなことか、276万円はカーブミラーをどのように考えているのか。新設か。

市民 課長 276万円の内訳については、細かいところはあれなのだが、新設もあるし、当然古くなってちょっと支柱が折れそうなものとかも中には出てくるので、そういったものは建替え工事を行う。また、電柱等に共架しているものについては、この消耗品費のほうで筐体本体を購入して職員の手で取付け作業、取付け交換作業を行うというふうにして対処している。

鈴木いせ子 では、カーブミラーは常に見て歩いていらっしゃるのか。

市民 課長 なかなか職員が常に監視というかパトロールというわけにもいかないが、市民あるいは各集落の区長さんあるいはほかの課の職員が発見しておかしいよという情報があれば確認の上で対処している。

鈴木 好彦 やはり64、65の消費者行政の中で説明が次にページにわたっている。消費生活相談員報酬という項目があるけれども、これは実績で何名ほど相談されて何件ほど相談あったのかというのは出てくるものか。

市民 課長 令和元年度の実績で合計で328件受け付けている。令和2年度につきましては、ちょっとコロナということもあって直接お見えになる方も減っている関係で229件となっている。

鈴木 好彦 相談員の皆さんの人数というのはどのくらいいられるのか、市内。
市民 課長 消費生活相談員は2名となっている。
鈴木 好彦 では、この件は終わりにして、次の11目の防犯対策経費、こちらに関連してだけでも、毎年お聞きしてはいるのですが、防犯灯、LEDに変わりつつあるかと思うのだけでも、今進捗というのはどのくらいまで行っているか。

市民 課長 ちょっと令和2年12月末現在の数字になるが、防犯灯の設置本数は9,071基、そのうち3,322基がLED化されている。全体の占める割合が37%となっている。

上村 正朗 私も同じく消費者行政費で67Pのほうの消費生活相談員のところで私も聞こうと思っていたのだけれども、令和元年328件だけれども、内容というか内訳、どういうもの何件、どういうもの何件というのをちょっとお聞かせいただきたいと思う。

市民 課長 ちょっとこの相談件数の内訳が消費生活センターの区分の仕方がちょっと例えば食料品であったりとか被服品であるとかあるいは役務類であれば金融、保険サービスであるとかそのほか内職や副業、ねずみ講といったというようなそういう区分の仕方がされているので、非常に多岐にちょっとわたって区分されている。大きいものからでお話しすると、商品関係では商品一般で51件、食料品で29件などとなっているし、あと役務費関係では運輸通信サービス、今お話ししているのは令和元年度のみだけれども、運輸通信サービスで94件あるいは金融、保険サービス関係で20件といった形になっている。

上村 正朗 そうすると、例えば訪問セールスで何か引っかかったというか、詐欺的な商法に遭ったとかそういった感じで出ているわけではないのね。

市民 課長 いわゆる悪質商法、詐欺商法的なものとしての分類はちょっとされていない。
上村 正朗 消費者の関係だから、多重債務ではないけれども、何かローンかなんかだまされてよく住宅リフォームで工事やって、工事の請負費はローン組ませて工事やった業者はすっともう逃げてしまってあとローンだけが残るみたいなのも結構後に影響する消費者被害というのは結構そういうのもあると思うのだけれども、結構あるというか、そういうのはあまりないか。

市民 課長 工事費が高額であったというのは相談はあったと思うが、多額のローンを組まされて結局何もしないでいなくなったとかそういった相談はなかったと記憶している。

上村 正朗 何もしなかったというわけではないけれども、後で見るとかなり見積もりが過大でというか、工事業者としてはローンを組ませているわけだからローン会社から自分の事業所は代金が入るからいいわけなのだけれども、結局過大な見積もりに応じたローンはずっと残ってしまうみたいなそういうのはそんなにないか。

市民 課長 ちょっと一応相談あったもの記録表1件1件確認をさせてもらっているのだが、そういった事案はなかったと記憶している。

上村 正朗 お二人の相談員さんでやられていて、相談の時間的には何時から何時までとかというのを教えていただけるか。

市民 課長 通常は、勤務は午前9時から午後4時までとなっているが、時々例えば時間を延長して夕方6時まで実施したりする場合もある。

上村 正朗 恐らく市役所で窓口持ってやっていたらしゃるのか、本庁で。そうすると、やっぱりアウトリーチでもないけれども、民生委員さんがつかんだそういう情報につなげ

るとかそういった、来るのを待っているだけではもちろんないと思うのだけれども、その辺直接そういう消費者被害がそういう消費者情報センターにぼんと直接来るといのはあるとは思いますが、それを今関係機関の人がつないでくみたいなのが多いのかなと思うのだけれども、その辺の連携の仕方とかそういう何かこういう工夫しているとかというのはあるか。

市民 課長 もちろん民生委員さんあるいはご近所のお友達などから情報頂いて相談になる場合もあるが、どちらかというやはり直接本人あるいはご家族が相談に来る場合が多いというふうに見ている。そういった相談受けたら内容によっては、やはり例えばうちの相談員も生活困窮者の会議のほうにも同席させていただいているし、そういった社会福祉協議会とも連携させていただき、またその内容によっては本当に直接警察に行ってもらわなければならないものもあるので、そういった場合は警察のほうにおつなぎさせていただいている。

上村 正朗 では、続いてちょっと下の無料法律相談なのだけれども、無料法律相談27万5,000円、月何か何回か予約でやるみたいな感じだと思うのだけれども、大体どのぐらいの頻度で。

市民 課長 基本的に毎週たしか火曜日に神林支所を会場に実施している。大変失礼した。今ちょっと言い間違えたと思ったので再確認したのだが、毎週火曜日で間違いなかった。すみません。

上村 正朗 弁護士は、地元のひまわりとかいわふねとかそういう弁護士さんか。

市民 課長 弁護士は、新潟の弁護士協会のほうから派遣されてきた方が交代でやるような形になる。

上村 正朗 では、すみません、最後になるけれども、今村上の場合弁護士に相談したいというときにどのぐらいの期間で相談してもらえるものなのかというのは、大体何かちょっと市民課がそれ担当なのかどうか分からないけれども、法律事務所によってもう1か月先、2か月先ではないと相談入らないという弁護士もあるし、明日空いていれば明日ぼんと入るところもあるし、村上の状況などというのがもし分かったら教えて。逆にそういうのがなかなか弁護士のアクセスがなかなか難しいというか何かハードルが高いということもあって無料法律相談というのを市がわざわざ税金使ってやっていると思うのだけれども、その辺何か分かったら。

市民 課長 個別の弁護士事務所の相談に関しては、ちょっとこちらのほうで情報はつかんでいない。無料弁護士相談のほうなのだけれども、もちろん今日言って明日というような形にはなかなか難しいとは思いますが、今のところおおむね希望どおりというか、1か月も2か月も待たずに予約は取れているというふうに見ている。

上村 正朗 無料法律相談が今日言って明日というのは、それは難しいと思うのだ。無料だから結構はやっていると思うので、なので無料法律相談というのは恐らく例年の実績で大体同じぐらいでこれ予算組んでいるか。だけれども、2つ法律事務所ができたわけなので、私の新発田辺りの経験だと無料法律相談というのはほとんど使わなかった。今日言って1週間後にぼんと入る法律事務所もあったので、そうすると今変な言質捉えるわけではないけれども、今の法律事務所の何か状態があまり把握していなければ今までどおりで果たしていいのか。減らすということではないけれども、もうちょっと2つできたわけだから、市民の法律相談に対するニーズがどのぐらい充足、昔に比べれば非常に充足していると思うので、市がやるとすれば民間の法律事務所ができていないところを狙ってやるというのが行政がやる無料法律相談だと

思うので、やはり2つの法律事務所の相談の状況みたいなものを把握することがちょっと大事なのではないかなという気がするので、その辺ちょっとお聞きしてみたので、把握することが必要なのではないかなと思うが、いかがか。

市民 課長 無料弁護士相談そのものは30分しかないので、十分な相談もできないと思う。そこで相談した上で弁護士さんから例えば正式に弁護士事務所のほうに行って手続、相談をしたほうが良いという話になるかと思うので、そういった面でも実際今現在2つの事務所になったけれども、弁護士事務所さんのほうの状況等を把握も努めてまいりたいと考えている。

上村 正朗 すみません、くどいけれども、法テラス使うとほとんど無料になるのだ、まちの法律事務所が。もちろん所得の要件があるけれども、結構こんな人まで無料になるのぐらいなところまで法テラスを使うと無料になる場合があるので、だからそういう10年前は法律事務所ゼロだったわけだから、そのときの無料法律相談の位置づけと2つ法律事務所ができて結構無料で法律相談ができる、30分無料でできるわけだから、そういう状況の中でこの27万5,000円という大した予算ではないといえればそれまでなのだけれども、そういう状況の変化があるので、それを踏まえて無料法律相談のその組立でも考えられたほうが良いのではないかなと、そういう提案なのでいいか。

長谷川分科会長 質疑にとどめていただきたいと思うので、よろしく願います。

市民 課長 はい、分かった。今までずっとやってきたという形ではあるけれども、状況の変化にも合わせて検討したいと思う。

鈴木 一之 同じく防犯関係なのだが、2番の空き家等管理不全防止対策経費、こちら金額的にはあれなのだが、この中身というか、広報的なものなのか。

市民 課長 こちらのほうは、所有者の方等への通知あるいは現場での写真を撮影したもの等のプリントアウト、そういったものに要する事務経費になる。

鈴木 一之 現実やっぱり管理不全というものが件数というか今の進行状況の中ではやっぱりかなりあるのか、そこら辺。

市民 課長 ちょっと資料が・・・管理不全の空き家というふうに判断しているのは、外観の黙視になるけれども、約302件確認している。ただ、中には本当に崩れかかっているような空き家もあるので、周りにもし影響等及ぼすようであれば早急な対応等が必要になってくるかと思う。

鈴木 一之 安全対策も含めてその辺りもぜひとも交渉しながら改善していただければと思うので、願います。

第3款 民生費

(質疑)

鈴木 好彦 84、85ちょっと願います。この説明欄の19の中にある人権・同和対策費の中で、委員会の構成人数、それから開催回数、それはどんな感じで動いているものなのか。

市民 課長 申し訳ない。ちょっとこの人権教育・啓発推進計画策定委員会の委員の関係の資料ちょっと持ち合わせていなかった。

長谷川分科会長 後でもいい。

市民 課長 回数につきましては、令和3年度は計画のほうを実際に策定する年になる。おおよそ3回程度予定していた。

鈴木 好彦 今年策定の年ということは、数年計画の策定なのか。

- 市民 課長 令和2年度市民意識調査ということで2,000人の方にアンケート調査を実施している。それを令和2年度中に意識調査の結果をまとめた上で、それに基づいて計画を令和3年度に策定をするという形になる。
- 上村 正朗 では、ちょっとまた同じところだ。85Pの19、人権・同和対策費のところでの質問になるけれども、市長が本会議でも来年度は第2次村上市総合計画の最終年度だということなので、そこで示されている指標を3年度の予算でどう実現していくかという当然そういう観点で予算というのは立てられていると思うのだけれども、例えば総合計画の中で人権講演会の参加者数を平成33年度までに400人にする。コロナなので、非常に厳しいと思うけれども、あと研修会の参加者数を120人にする。あとは各種委員の女性登用数を209人にするという指標が立てられているわけだけれども、この予算との関係で400人、129人、209人というその目標は達成できるのかというところをお聞かせいただければなと思うのだけれども。
- 市民 課長 なかなか難しいところはあるかと思う。金額的な面というよりは、市民の皆さんの関心をいかに寄せていただいて参加者を増やすか、そういうところにあるかと思う。
- 上村 正朗 男女共同参画の担当市民課だねという話もしたのだけれども、この予算でそれをやる、この予算ばかりでやるわけではないけれども、各種委員の女性の割合を人数を平成27年度のときは167人だったのを3年度には209人に増やしていくという目標があるわけだけれども、その辺この予算で増やすわけではないと思うけれども、関連ももちろんあるわけだから、男女共同参画の意識を高揚させて委員に増やしていこうというのは関係ないことではないと思うのだけれども、その辺の何か今何人で3年度にどれだけ増やしてこの209人に近づけていくとか目標を達成するみたいな計画はあるか。
- 市民 課長 その具体的な年次計画的なものはちょっと今のところない。すみません、手元に女性の各種委員の人数の資料があるかと思ったのだが、ちょっと手元になかったけれども、女性委員の増加を目指す上ではやはり目標設定はちょっとしていないのだけれども、やはり啓発活動を通じて各種委員に女性の登用等進めていただくということになると思う。
- 上村 正朗 これも最後になるけれども、各種委員への女性登用を増やすというのは、市民課の仕事なのかどうなのかというのがちょっと、もうちょっと全庁的なことだとは思っているのだけれども、ただこの増やしていくというものの一応担当は市民課なのだよね、これ。総務課とかそういうほかの課ではないのだよね。市民課がこの指標の管理というか、それには責任を負うというか、担当だというのはもう間違いないのか。
- 市民 課長 市民課がこの男女共同参画の啓発、そういったものを進めていく担当課であって、あとそれぞれの委員さんの関係についてはそれぞれの担当課という形になるかと思う。
- 上村 正朗 なので、ちょっと質問というか注文みたいなことになると思うのだけれども、人権教育・啓発推進計画策定委員会も今年委員代えるのか。それも含めて地域福祉計画策定委員会とか子どもの貧困対策策定委員会とか平成3年度に立ち上がる委員会というのはいっぱいあると思うので、逆に言うとそこで女性を増やしていくことを言うチャンスでもあるわけなので、その辺市民課のほうとして何か機会を捉えてというか、この目標、これは市長の一番上位の大事な計画なので、こういう指標があるので、そこをしっかりと女性の登用を進めてくれというようなことは、これは副市長のほうの答弁がいいかと思うのだけれども、それしっかりとやられる考えとい

うのはいかがであるか。

副市長 委員おっしゃるように、総合計画の最終年ということでもあるし、市民課にかかわらずそれぞれの課でいろいろな委員会等を立ち上げているし、任命に当たっては当然副市長、市長の最終決裁というのもあるので、その折々に触れて女性の登用というものも心がけて、そしてその目標に近づき、そして達成できるように努力したいというふうに思う。ありがとう。

第4款 衛生費

(質疑)

鈴木 好彦 112、113P ちょっとお願いする。4目の火葬場運営費の中で、説明欄、火葬場運営経費が計上されているわけだ。ここで先ほどの説明いただいた工事請負費、これそれぞれの3か所の施設でそれぞれ工事されるという説明を受けたけれども、申し訳ない、ちょっと聞き逃しているの、ちょっともう少し詳しくお話しいただけるか。

環境 課長 先ほど3行目の工事請負費につきましては、荒川火葬場の排気筒拡散装置取替工事、排気筒の拡散装置の取替え工事、あとは村上火葬場に限らず、山北火葬場もそうなのだけれども、ご遺体を乗せて焼却のところの中に入れる耐火台、台、台の上の部分非常に劣化が激しいものだから、その上部の取替え工事等を予定している。細かく申し上げてその3つだけではなく、それぞれ優先順位をつけて本年度もそれぞれの地区で計画をしている。地区で申し上げますと、まず第1優先と考えているのが荒川の普照園のその部分であるし、あと第2、第3につきましては村上の無相院、山北の火葬場については台座関係について取替え工事を行う予定にしている。あと本年度実際の事業費がどこまで賄えるかは分からないが、一応10の修繕の工事を計画している。以上だ。

鈴木 好彦 同じく火葬場に関してだけれども、今までも火葬場の延命策をいろいろと説明も受け、市もその方向でいるということはお聞きしているのだけれども、所管する委員会としてサドンデスがあったのでは我々おまえら何しているのだと言われかねないので、担当している課としてこの3施設についての余命というのか、それらについての感触というのはどう捉えているのか。なかなか難しい回答だとは思っているのだけれども、我々もそこを避けてはやっぱり通っていけないかなと思うので、ちょっとお聞かせください。

環境 課長 それぞれの3施設の設置年数とか今耐用どのぐらい年数経過しているかにつきましては、室長のほうからお答えさせていただくが、その立地条件がやはりちょっと左右している部分を感じられて、特に年数的にはそう古くない山北のほうの火葬場がやはり塩害による外壁等の劣化が顕著に見られるので、これから何年耐え得る施設になるかというのはなかなかちょっと難しい部分として考えている。

生活環境室長 補足になるが、一番古い火葬場で荒川の昭和50年建設になっている。炉自体は、メーカーに確認すると工事費で上がっているようなメンテナンスを繰り返せば当面は大丈夫だと言うのだけれども、建屋がだんだん今のおり山北の塩害も含めて悪くなってきていると思う。あと何年というのもなかなか難しいのだけれども、昨年度に庁内検討委員会、火葬場の整備庁内検討委員会も立ち上がって、作業部会も調査なんかも行っているの、10年ぐらいをめぐりに何か動きをとっては考えている。以上だ。

副市長 私のほうからもお答えをさせていただく。今ほど担当が申し上げたように、火葬場に限らず、公共施設の見直し作業を今進めていて、近々皆様方にもお示しさせてい

ただくことになる。その中で、この3つの火葬場を将来どうしていくのかということの方向性についても、そんな中で考え方をお示しさせていただくということになるろうかと思うので、ただごく短い時間で期間でこうするということまでは行き切れない可能性もあるけれども、ただしかしいつまでも今の3施設を現状の形で維持し続けていくということにはやっぱり少し無理もあるかなというふうには考えているので、その中で具体的な考え方をお示しをさせていただきたいということになる。よろしく願いいたす。

鈴木 好彦 市当局としては、いろいろと手当て、知恵を出し合っているのでしょうけれども、市民の立場からすると何にも聞こえてこないという状況だと心配だけが先にたつおそれあると思うので、出せる範囲内で情報も逐次出して行って市民に対する安心感を伝えてやっていただければと思う。以上だ。

上村 正朗 111Pの環境衛生費のところ、1の環境衛生総務一般経費の墓地無縁墳墓改装業務委託料、羽黒町墓地ということなのだけれども、墓埋法の担当は環境課ということではよろしいのか。

環境 課長 はい、そのとおりである。

上村 正朗 ちょっと予算的には上がっていないので、もしかしたら庁内での役割分担があるのかもしれないけれども、例えば行旅死亡人とか身寄りのない方が村上市で亡くなってその埋葬をしなくてはいけないというケースが出てくるのかなと思うのだけれども、墓地埋葬法の中にはそういった場合市町村長がやらなくてはいけないというふうに決まっていると思うのだけれども、福祉課のほうの行旅死亡人、向こうのほうの法律とのやり取りもあるので、そこで予算的にはのっていないのかなと思うのだけれども、その辺万が一そういうこういう身寄りのない人がどんどん増えている状況も一方ではあると思うので、可能性としてはあると思うのだけれども、その辺の整理がされているのかどうなのかちょっとお聞かせいただければと思う。

生活環境室長 今ほどおっしゃったように、身寄りのない方に関しては福祉を通じて埋葬のほうの手順を進めている。その部分は一旦減免のような対応をするのだけれども、県からちょっとそういう処理費の調べが来て、今ほどちょっと報告をしているところである。県の予算に応じてその金額が支払われるというような手順もある。以上だ。

上村 正朗 市営墓地というのはあるのだったか。

生活環境室長 市営墓地ある。

上村 正朗 身寄りのない方とか引き取り手のないお骨を市営墓地に埋葬することができるのかという意味で聞いているのだけれども。

生活環境室長 大変すみません。岩船地区のある市営墓地のほうに今の方については入れさせていただいているというところだ。

鈴木 好彦 118、119ちょっと願います。2目の清掃費の説明欄一番上のページの5番、旧ごみ処理場解体事業経費は、これ計上されている。この2年度の補正でも若干予算化されてやっと動き出したかなという印象を持っている。本当にありがとう。担当にはお礼申し上げたいと思う。それで、この委託料1,340万円のうち旧ごみ処理場というのはいわゆる檜原とそれから荒川にあると思うのだが、それ別々で盛っているのか、それともこれ1本で計上しているのか。

環境 課長 まず1点、令和2年度の12月の補正で計上させていただいた委託費に関しては、旧ごみ処理場本体に係る解体費用、そういったものの本体の概算のつかみを把握するための委託であった。

(「檜原」と呼ぶ者あり)

環境 課長 檜原だ。今回令和3年度の新年度の予算にここに計上させていただいている予算は、処理場の用地内に解体するためにどうしても先行的に処理をしなければならない残渣というものが用地埋設されている。その残渣を安全に撤去しなければその解体の本体には手をつけられないので、今年は残渣を最終処分場の予定地としては荒川最終処分場、そこに残渣を運搬する、その運搬の設計なりを。そして、運搬もルートまだ確定していない。最終的に荒川の最終処分場に到達するまでは、1級河川荒川の堤防を占用して利用するかもしくはすぐ隣に県管理河川があって、そちらの堤防を利用するか、どちらにいたしても県または国に対して安全な占用利用をできるように設計等も十分しなければいけないという内容がある。そして、残渣の今計画している量は、おおむね荒川最終処分場の受入量をもう満たす量として捉えているので、荒川最終処分場は最終的に閉鎖に向けた閉鎖処理というものを行わなければならないということ。今は単純に残渣関係を搬入しているだけだけれども、最終的に閉鎖という形になると、キャッピングと申して雨水等の浸透水を一定避けるための最終的な工法が必要になる。そういった内容を含んで全てにおいて荒川最終処分場の閉鎖に向けた取組に対する測量設計委託料というふうにご理解いただければと思う。

鈴木 好彦 荒川のごみ処理場の最終閉鎖に向けたというけれども、その閉鎖に向けて檜原にある残渣を運ぶその方法も含めての一つの事業としてこれは計上されているよという理解でよろしいか。それともう一点、ちょっと先走った話で申し訳ない、聞かせていただきたいのだけれども、市長の今回の施政方針の中で説明あったのだが、令和3年度はこの事業だよ、それから令和4年度でたしか残渣の処分かなんかやるのか。そして、5、6と解体というような計画が示されたけれども、今現在そういう方向できっちり枠組みは進められているのかどうかについて確認させていただければと思う。

環境 課長 今お話あったとおり、今当課としては年次計画的なものは思惑を持っている。それは、今委員のお話にあったように、今年度残渣撤去に向けた設計の委託、そして来年度その内容を実行する計画、単年度工事に終わるかまた翌年度にかかるかそれはちょっと今現在は申し上げられないが、その残渣撤去をする時期に合わせて今度旧ごみ処理場の本体に関わる設計の委託を単年度で設計測量関係を終えたいというふうな思惑を持っている。ただ、その結果出てくる解体に伴う工事費というものがそういう前例とか経験が非常に多い道路環境とかそういうものであれば我々としてもすぐ予測はできるのだけれども、なかなか類を見ないこの施設の解体となると、その事業費の把握というのが令和4年度に計画している委託の内容が成果として明らかにならないとなかなか難しい面がある。ただ、そこで予算と財政との協議になるが、単純に工事として安全に解体を進めるには、やはり2か年度は必要であろうというのを類似施設関係で把握しているので、予算を抜きにして必要な工期として2か年度は必要であろうというふうに考えている。そして、そこで解体して終わりではなくて、それぞれの最終処分場とごみ処理場のそれぞれの計画というのを地元の皆さんとの折衝の中でいろいろ有効利用にかけての対策等もその後にもまた考えていきたいと考えている。

鈴木 好彦 工事に伴うにはどうしてもお金が必要になるろうかとは確かに思う。それについても、平成30年度の予算時に約たしか6億円か7億円繰出しを予算化された。しかし、決

算においてそれがほとんどの部分戻入れされて基金があまり毀損されずに残っているということについては、地域住民にとっても心強いところであるし、やっと手がついたということに対して期待を持っているので、どうか遅滞なきように進めていただきたいように希望する。以上。

副市長

旧処理場につきましては、地域の皆様方に大変なご心配とご迷惑をおかけしてきたというふうに私も記憶している。今ようやくここへ来てそれを処理していくというふうな予算がついたわけであるし、今ほど担当課長が申し上げたように、その年その年の予算にもよるけれども、継続してここは進められるように市としても考えていきたいというふうに思うし、そのことも地域の皆様方にもご理解をいただければというふうに思う。

上村 正朗

それでは、環境課、先ほどの市民課に対する質問と同じことなのだけれども、第2次村上市総合計画で環境の保全と新エネルギーの推進とか計画でいろいろ指標を出しているわけだよね。環境フェスタの入場者数何人にするとか温室効果ガスの年間総排出量を幾つにするとかごみの総排出量を幾つにするか、リサイクル率を幾つにするか。環境基本計画の案の中にももしかしたら載っているのか、しっかり読んでなくて大変申し訳ないのだけれども、その辺の総合計画の最終年度における目標の達成とこの3年度の予算の関連で指標の達成というのが果たしてできるのか。できないとすればどのぐらいまで行くのか。何か全体の事業をしっかりやってその排出量を下げるということで、一つ一つリンクするわけではないので、なかなか質問も難しいし、答弁も難しいと思うのだけれども、実際問題として平成3年度のこの予算を執行する中で総合計画の指標との関係でどういうふうに今判断しているのかというのをお聞きしたいのだが。

環境 課長

総合計画の中で所管している範囲の中では、なかなか実数として表してその評価をご報告する内容は乏しいと思う。ただ、その中で個別の計画の中で、先ほどお話にもあったように、温暖化排出ガスの抑制であるとかごみの排出量の軽減であるとかそういったものについては環境基本計画の中でお示ししてその検証の内容をお伝えすることができると思う。また1点、地球温暖化防止については、これまでも各所管の事業に特にエネルギー関係であるとかそういった部分におきましても、非常に施策を細かく分類して毎年毎年達成度合いを検証している。そういった内容のものであったら委員の皆様にもお示しすることは十分可能である。

上村 正朗

例えば指標の中でも家庭ごみの総排出量を令和3年度で1万6,542トンにするというような目標があるわけで、これは恐らく出るのだよね、きっと。例えば温室効果ガスの年間総排出量を令和2年度で435.4何とか何とかという単位ちょっと分からないのだけれども、それというのはでも市単位のは出るから載っているのだとは思っているのだけれども、令和3年度のいろんな予算を執行してその指標との関係でここまでなったというのは数字として出るのだね。

環境 課長

その温暖化対策の軽減量につきましては、実は国のほうで算定の指標を定めていて、各市町村のデータをそこに入力して国の一定基準の計算の下反映されて、それをうちのほうで公表しているというふうな内容である。ただ、各市町村独自の取組というものがある。その独自の取組についても、試算することが一番詳細で正確なことのデータの提示になると思うが、実は温暖化ガス、二酸化炭素、特にその関連のガスの計算の算出方法が昨年、一昨年と大きくちょっと変わってきている部分があって、地球温暖化計画を策定した年度でも出した数字と今現在が算定している数

字とがそのまま純粹に比較というのが非常に難しい状態であるので、そこら辺も考慮し皆様はどういった形が一番望ましい形になるかこれからまた検討を進めていきたいと思っている。以上だ。

鈴木 一之 117Pのごみ清掃対策経費の中であるのだが、ここ印刷製本費ということでごみカレンダーの設置云々ということであるが、一部の地域ではごみ出しがもう業者の方がもう既にごみを出す時間にもう行って、ごみを出した後にやっぱり周知徹底されていないところもあってまたごみを出してしまうというパターンもあるところもあると聞いている。そうすると、またその中で通報してまだごみが残っているよということで再度業者の方がそこに行って回収するというところもあるやに聞いているのだが、その辺りのごみの品別云々というのものもあるが、時間帯とかそういうものは集落、町内区長さん通じてでもある程度時間帯もこの時間帯以降には出さないとかそういう徹底したような格好の中の広報も必要ではないかと思うのだが、その点どうか。

環境 課長 今のお話のとおりの実情は、我々のほうも事業者のほうからも報告を受けているのは事実である。そこで、要はごみの集配施設を利用する市民のモラルに関する部分が多かろうと思うが、これまでも各地区それぞれにおいて様々な対応をさせていただいている。それは、一般の市報を通じた全市対象の広報だけに限らず、支所単位またはさらに小さな行政区の範囲の区長さんなりが協力して事細かに周知している地域もある。なかなかこれイタチごっちなどという言い方は申し訳ないと思うが、我々この点について改善できるようなにはこれまで同様まず努力してまいりたいと思うが、なかなか結果が追いつかないというか、なかなか見通せないというのがちょっと苦慮している点である。以上だ。

鈴木 一之 ルールを町内に通知とか個々に通知とか例えば市報むらかみ、そのところには果たしてそれが広報のあれで伝達できるかどうかあれだが、事あるたびにそういうことも徹底していただければ、業者の方も再度伺って、また行くような手間というか、そういう経費もかかるわけだから、その点も踏まえてお願いする。それともう一点なのだが、これ若干福祉の関係するのかなと思うのだが、高齢者の方とかやっぱり体不自由な方が例えばごみ出しに対してもいろんな面でやっぱりほかの自治体では清掃に関しての施設の業者の方が協力をしていただいてそのごみ出しのお手伝い、そこの回収とかというようなことも含めてやっている自治体もあるので、今後その点も含めて検討していただければと思うのだが、いかがか。

環境 課長 高齢者または高齢者独居のお宅に対しての個別の回収、村上市は今現在行っていないが、今お話にあったように、先進地ではそういう取組を既に実施しているところがある。今その独自の費用を負担して実行しているのが実態だが、その独居の高齢者に対するごみの個別収集に対する費用について、やはり国に要望上がっている経緯もあろうかと思って、今県を通じて国からのそういう実費用についてそういう検討をしているとか実施しているのであればどのような負担が発生しているとかそういう実態調査が今来ていて、また我々のほうとしても今後のことを見通して、ちょっと今お答えできる内容の調査にはないのだけれども、これからそういったものも含めて検討してまいりたいと思う。

上村 正朗 それでは、113Pの4番、新エネルギー推進事業経費の関連なのだが、これは国の補助事業か。財源的にはどうなるのか。

環境 課長 ここにある住宅用太陽光とそれから木質バイオマスストーブの設置費補助金につき

ましては、市単独の補助事業である。

上村 正朗

市単独なのだね。そうすると、再エネとか省エネとかというのは非常に大事なことだと思っただけけれども、新エネルギー推進として太陽光と木質バイオマスストーブの2種類が出ているわけだけれども、例えば小水力発電だとかでっかい洋上風力は私は問題大きいと思うけれども、例えば小さい風力発電だとかもうちょっとエネルギーの地消地産というか、地元で消費するエネルギーを地元で産出するというのはとても大事なことだと思っただけけれども、それ例えばここに書いてある太陽光とかバイオマス以外の再エネで有望というか何か可能性が、今はこの2つが取りあえず確実に推進できると思っただけけれども、ほかの何か再エネルギーで将来的に国の補助だと国がそういう制度作らないと駄目だけれども、市単でやっつけちゃうという話なので、市としてその辺の展望というか、そういうのがあったらちょっとお聞かせいただければなと思う。

環境 課長

こちらに予算化している住宅太陽光と木質バイオマスストーブにつきましては、本当の市民レベルの一般家庭において導入が可能となる事業の2つを選出して補助事業化している。今委員からのお話あったように、小水力発電であるとかあとはバイオマス発電、あとは小型の風力発電等も確かに管内でも実現されているのは小型風力等はある。そういったものにつきましては、やはり個人レベルというよりも事業者レベルで設置して、事業者はそれをまた発電したものを今フィットの高い買取価格が設定されているので、それを売電することによって収益を生んで初期投資分の回収をするというふうなそういうふうな計画であろうかと思う。市がそこに事業として関与できるかという部分は、非常に私どものほうとしてもこれまで何年も検討しているが、1つの利点としては、自家消費することのメリット、そういったものであれば確かにプラスのメリットというふうに受け入れやすいのだけれども、実際それは安定的に発電できるかというその事業の安定性、そして売電して得られるはずの収益以下になる自家消費、そういったのが今度安定的な受電をする。今一般の電力会社から買い取る価格というのは、圧倒的に売電の価格よりも低いわけだ。となると、やはり高い事業を投資して高く売ればそこで何とか採算取れるかもしれないのだけれども、それを高く売らずして自家消費するというのは、やはり緊急性であるとかそういった限られたケースではなければなかなか今は実現は難しいのではなかろうかと思う。これが非常に事業規模が膨大で市全体の森林環境を保全するに大きく役立つとかそういった先進地に見られるようなケースがマッチすればまた判断するところは違ってくるかと思うが、今単独の補助事業としてこれをまた拡大するというのはなかなか難しいかなというふうに理解している。

第8款 土木費

(質 疑)

鈴木 好彦

それでは、157P ちょっとお聞きいただけるか。ここに都市公園維持管理経費として先ほど説明の中で35か所ほど市内にあるよという説明いただいた。この35か所をいわゆる業者さんがやっている整備とそれから自治区、自治体でやっている整備とあるかと思うのだが、それはどんな感じで分けられているか、数字的に。ちょっと分からないか。

生活環境室長 今ほど言った35か所についてであるが、草刈りか、管理という部分。

(何事か呼ぶ者あり)

生活環境室長 いろいろな形態があつて・・・
環境 課長 今委員ご質問にあるところ十分理解できるところである。一般的に集落の中にある小さい集落単位、地域単位の公園というのは、やはり地元の自治体さんがいろいろ運営、管理も携わっていることは十分理解をしている。我々のほうで今我々公園設置した立場の所管課ではないのだけれども、設置後の一定のちょっと規模、なかなか地域の方に管理をお願いできないような例えば一例を例えると城山公園であるとか岩船港のところであるとか少し規模の大きいようなところであるとかあと県のほうで設置した小さい集落にあまり根差していないという言い方はよろしくないのだけれども、なかなか設置時期から管理形態がやはり市ではないと難しいというふうな内容のものに特化して我々のほうに管理のほうの業務が回ってきている。そういったふうなちょっと特殊性な公園の設置のいきさつとかあるものに限って我々のほうで所管している。トータルの公園をいろいろな判断して采配してというふうな立場ではちょっとないので、その辺のご理解をいただきたいと思う。

鈴木 好彦 いや、私思い描いたのは、自治体で管理するものがあつて、そこに何かしらの予算をおつけすると。それら皆さんが集まってもう手弁当でやって残った金を自治体の運営費に回せるチャンスがあるのかなど。そういう活動を後押ししているのかなどいうところをちょっと確認したくて質問したのだけれども、私の想像と全然違っていた。結構だ。

副 市 長 市内には、ちょっと正確な数字はないのだけれども、農林水産課が管理する農村公園、それから都市計画課が管理している公園もあれば児童公園などというのはこれ福祉課になるし、いろいろな予算上の立てつけの公園がいろいろあるというふうなことなのだけれども、そのいずれにも属さないものをこの環境課のほうで管理をしているということであるので、それぞれの課で担当する部分にはそれぞれの課が所要の管理経費を持っているというふうにご理解をいただきたいというふうに思うし、先ほどの公共施設の見直しにもこの公園のあるべき姿もどうあればいいのかということも含まれて今見直しの検討をしている最中であるので、その発表を待ってというか、その方向性をまた後日御覧いただければというふうに思う。よろしく願います。

分科会長（長谷川 孝君）散会を宣する。
（午後 2時00分）